

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 該当なし
- ・賞与引当金 . . 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上しています。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)…該当なしの為省略
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 収益事業・公益事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、収益事業・公益事業を実施していないため作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部拠点（社会福祉事業）

「本部」

イ 白百合愛児園拠点（社会福祉事業）

「白百合愛児園」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	7,112,900			7,112,900
建物	167,021,600		6,563,158	160,458,442
定期預金				0
投資有価証券				0
合計	174,134,500	0	6,563,158	167,571,342

7. 基本金又は固定資産の売却もしくは処分に係る国庫補助金等積立金の取崩

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	198,358,403	37,899,961	160,458,442
建物	0	0	0
建物付属設備	401,625	401,624	1
構築物	72,518,898	22,041,506	50,477,392
器具及び備品	38,507,459	30,788,003	7,719,456
合計	309,786,385	91,131,094	218,655,291

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
該当なし			
合計			

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし			
合 計			

1 2. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の 名称	住所	資産総額	事業の 内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
該当なし											

取引条件及び取引条件の決定方針等

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. 合併及び事業の譲渡若しくは譲受け

該当なし

1 6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし